平成２７年１月　第２１号

ひゅうが都市（まち）づくりかわら版

「災害に強いまちづくり」を目指して！

～木造住宅の耐震化を考えてみませんか！～

阪神・淡路大震災、東日本大震災では、建築物の倒壊や津波により多くの死傷者がでました。また、建築物の倒壊は道路を塞ぐことで避難の妨げとなり、二次災害の原因となる恐れがあります。

とくに、昭和56年以前の耐震基準により建てられた木造住宅は耐震性が不足している可能性が高いことから、診断を受け、改修工事により耐震化を図ることが重要です。

そこで、本市が行っている**木造住宅の耐震化に関する3つの事業**をご紹介します。

其ノ壱：「日向市木造住宅耐震診断アドバイザー派遣事業」について

木造住宅耐震診断はどのようなことをするの？
耐震改修工事はどのようなことをするの？費用はどのぐらいするの？
など、みなさんの疑問に宮崎県木造住宅耐震診断士を無料で派遣しお答えします。
個人・団体は問いませんので、ぜひご活用ください！！

其ノ弐：「日向市木造住宅耐震診断促進事業」について

昭和56年5月以前に着工された木造住宅の耐震診断（宮崎県木造住宅耐震診断士が実施するもの）に対し、補助金が交付されます。

耐震診断の費用として、その費用の10分の9または
5万4千円のいずれか小さい額の補助金の交付があります。

其ノ参：「日向市木造住宅耐震改修事業」について

耐震診断の結果、耐震性が確保されていない場合は、本事業を活用することで、耐震改修工事に対し補助金が交付されます。

○上部構造評点が0.7以上1.0未満の場合⇒耐震改修工事費の3分の1または50万円のいずれか小さい額
○上部構造評点が0.7未満の場合⇒耐震改修工事費の2分の1または75万円のいずれか小さい額

耐震改修工事により倒壊を防ぐことは、自分の家族の生命を守るだけでなく、
避難路が確保されることで、多くの住民の生命を守ることにつながります。
耐震化で**「災害に強いまちづくり」**へのご協力をお願い致します。

※いずれも補助金交付については適用条件がありますので、詳しくは日向市ホームページをご覧になるか、下記の担当部署までお問い合わせください。

日向市　建設部　建築住宅課　Tel：0982-52-2111（内線2345）

～市民が奏でる　“交響”　空間 優しく　強く 温かい　人とまち～

編集・発行　／　日向市 建設部 都市計画課
Tel：0982-52-2111（内線2614）toshi@hyugacity.jp